

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 留学支援制度に関する規定

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会(以下「本学会」という)における留学支援事業については、この規定によって定め、これらに基づいて実施するものとする。

(制度の目的)

第2条 本制度は、本学会員に海外の施設における研修の機会を与え、ハンドセラピー領域に関する研究、臨床、教育、本学会の運営活動において国際的に貢献できる人材を育成することにより、本学会の研究、臨床技術、教育水準の向上を目的とする。

(支援内容)

第3条 本制度は、本学会員が行う海外施設への留学について支援金を支給する。

2 支援金額は、以下の通りとする。

- (1) 研修総日数が、10日未満は、10万円を上限とする。
- (2) 研修総日数が、10日以上40日以内は20万円を上限とする。
- (3) 研修総日数が、41日以上は30万円を上限とする。

(応募資格)

第4条 応募資格は、本学会に入会後3年以上経過した会員で年会費の滞納がないものとする。なお、過去に本制度による支援金の給付を受けたものは応募できない。

(応募方法)

第5条 応募する会員は、当該年度の募集要項を確認し、申請書、その他必要書類を添えて応募する。

(審査)

第6条 審査は、本学会国際交流委員会および学術研究委員会から選出された4名の審査員からなる審査委員会で行う。なお、その審査委員長は国際交流委員長が兼務する。

(採択)

第7条 本制度により留学を支援されるもの(以下、被支援者)の採択は、前条の審査を経て、理事会で決定する。

(計画変更)

第8条 被支援者は、申請書等の内容に変更が生じた場合は、すみやかに理事長に届け出なければならない。

(辞退)

第9条 被支援者は、採択が決定した後にその交付を辞退する場合は、すみやかに理事長に届けるとともに、支給された支援金の全額を返還しなければならない。

(採択の取り消し)

第10条 留学の行き先、期間、研修内容などが申請と異なる場合等、支援することが不相当であると認められる時は、理事長は採択を取り消し、被支援者に対して、すでに交付した支援金の返還を求めることができる。

(支援金の使途)

第11条 支援金の使途は、交通費および滞在宿泊費とする。

(報告の義務)

第12条 被支援者は、留学期間終了後2か月以内に国際交流委員会まで留学実績報告書を提出するものとする。

(事務)

第13条 この規定に基づく制度の事務・管理は、国際交流委員会が行う。

(雑則)

第14条 この規定に定めのない事項は理事長が定める。

附則

- 1 この規定の変更は理事会にて行う。
- 2 この規定は、2016年2月8日から施行する。
- 3 この改定規定は、2017年2月6日から施行する。
- 4 この改定規定は、2018年7月1日から施行する。
- 5 この改定規定は、2018年10月14日から施行する。